

道の駅整備事業 実施方針 新旧対照表

令和4年9月9日

<実施方針>

No.	頁	旧（修正前：令和4年4月25日公表）	新（修正後：令和4年9月8日公表）
1	20	<p>2.4 応募者の備えるべき参加資格要件 （略）</p> <p>（イ）建設工事業務及び二次造成工事業務に当たる者 「建設工事」及び「二次造成工事」を行う特定建設工事共同企業体の構成員は、以下の事項を満たすこと。</p> <p>①建設業法第3条第1項第2号の規定に基づく、特定建設業の許可を受けていること。</p>	<p>2.4 応募者の備えるべき参加資格要件 （略）</p> <p>（イ）建設工事業務及び二次造成工事業務に当たる者 「建設工事」及び「二次造成工事」を行う特定建設工事共同企業体の構成員は、以下の事項を満たすこと。</p> <p>①<u>特定建設工事共同企業体の代表構成員は、建設業法第3条第1項第2号の規定に基づく、特定建設業の許可を受けていること、かつ、その他の構成員のうち少なくとも1者は同規定に基づく、特定建設業の許可を受けていること。</u></p>